

芦別市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(改正の内容)

現在、市が設置する2つの保育所においては、入園者数が大幅な定員割れにある状況が続いていることから、子どもが成長するために必要な適正規模による良好な保育環境を維持するために、保護者の方々にご理解をいただき、上芦別保育園を、来年3月末で統廃合するとともに、統合先となる「子どもセンター保育園」の名称を「つばさ保育園」に変更することから、所要の改正を行うものである。

※ なお、附則において、芦別市子どもセンター条例の名称変更に係る規定について改正を行う。

(施行期日)

平成29年4月1日から施行する。